

第2回指定給水装置工事事業者制度に関する検討会議事概要

2007年6月19日10:00～12:00

日本水道協会 8階第5会議室

1. 出席者に関する主な事項

委員全員が出席（委員については別紙参照）

ただし、首都大学東京大学院市川委員は御都合により途中退席された。

2. 指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価（案）について

資料3、資料4により施行状況について説明を行った。（事務局）

3. 指定給水装置工事事業者制度の現状の課題及び解決策（案）について

資料5～資料7により現状の課題及び解決策について説明を行った。（事務局）

4. その他

(1) 資料8により報告書の方向性について説明を行った。（事務局）

・最終報告書は、数ページ程度にまとめ、それに補足資料を追加する形としたい。

(2) 第1回検討会宿題について報告を行った。（事務局）

・アンケート結果は第2回検討会前に調査報告書を電子データで全委員に配付。

・苦情の内容については、今回の資料3。

・「指定工事事業者ごとの工事件数の把握」についてのグラフが、配付資料と発表スライド資料で異なっていたことについては、配付資料が正しいと訂正報告。

(3) 検討会資料は、前回会議で会議終了後公開することとしたが、第1回検討会資料公開が遅れており、第2回検討会資料と合わせて公開を予定している。

5. 委員からの意見等

(1) 給水装置に関連した相談内容について（資料3）

国民生活センターのデータを使用するにあたり、指定給水装置工事事業者制度に関連するものはどれなのか再度整理する必要があるのではないか。

（→事務局：国民生活センターの集計データでは、指定工事事業者かそれ以外の工事事業者かを区別することはできないが、このうち「衛生設備工事」については指定工事事業者制度に関係するものも多いと考えられるので、これを整理する。）

・資料3-②には、衛生設備工事の他、ふろがま、便器等のデータが集計されているが、指定工事事業者に関連がないものもある。その中で、最も当該制度に関連すると思われる衛生設備工事に関する相談については、平成9年の878件から平成

17年 2812件と増加している。

- ・ ふろがまと給湯システムとの違いが不明確。
(→事務局：次回、説明したい)
- ・ 資料3-④では、国民生活センターに寄せられた総相談件数に対する給水装置関連の相談件数の割合がグラフ化されており、確かにこの割合は減少傾向を示しているが、これは近年、架空請求等の相談件数が急激に増えたため総相談件数が増加したことによるものであり、給水装置関連の相談件数が減ったわけではない。まとめにあたっては、こういった点を考慮して、使用するグラフを決めるべきである。

(2) 指定給水装置工事事業者制度の施行状況(案)について(資料4)

評価にあたっては、制度ができてどういう利点があったのか、また、どういう問題が生じたのかを言及するべきである。制度改正前の調査結果がないことから制度前後の単純比較ができないことは理解できるが、平成17年度の調査結果も参考にして、当該制度の施行により発生した利点、起こっている問題点等が明確となるよう、報告書のまとめ方を工夫する。また、段落・項目についても関連のあるものはまとめて記載できないか、検討する。

- ・ 制度改正による新規参入業者がどの位いるのか判断できない。
(→事務局：区域内事業者数の増加分が新規参入業者数に近いものと考えられ、区域外事業者数は複数から指定受けている業者と考えられる。そのことをわかりやすく表現する。)
- ・ クロスコネクションなどは結果的に問題がなかっただけで、重大な被害につながった可能性は十分あることから、より重大に取り上げる必要があるのではないか。
(→事務局：ここでは、クロスコネクション事故が無資格者により施工されている事例が多いことを示したかったものである。表現については検討する。)
- ・ 制度により、「事業参入への門戸が広がった」、「業者数増加により選択の幅が広がった」という面でサービスが向上した」等の成果があった反面、それに伴い問題が生じていることも示すべき。
- ・ 良い悪いではなく、現状の状況を事実として、審議会の委員へ示すことは重要。
- ・ 需要者には、マクロ的に苦情件数が増えた、減ったことは問題ではない。問題が発生した需用者にとっては、トラブルの有無が問題である。報告書の書き方を工夫してほしい。

(3) 指定給水装置工事事業者制度の現状の課題及び解決策(案)について(資料5~7)

最終報告書では、制度の評価と課題及びその解決策の2つの議題でまとめる。解決

策については詳細までは詰めないものとするが、方向性は示すものし、例えば、資料5を添付する等、関連する議題をどのように示すかが重要となる。

- ・ 解決策の詳細については、解決策を実際実施する各関係主体が今後検討すれば良いが、方向性については本検討会で示しておきたい。
- ・ 工事事業者に関する情報の提供（サービスリスト）で取り扱うべき具体的内容については、どのような技術者がいて、研修履歴はどのようなのかなど、消費者がその情報に基づき工事事業者を取捨選択できるようなものにするべき。また、指定工事事業者がとるべき解決策として、自社の実施した工事履歴の情報の保管をあげるべきではないか。今後、解決策の詳細について検討する際に考慮いただきたい。

6. 今後の予定

- ・ 各委員においては、意見の追加があれば電子メールを利用する。
- ・ 事務局においては、今回の検討会で出た意見及び電子メールでの各委員の意見を踏まえて、本日配付資料案の見直しを行い、報告書の最終案を取りまとめる。
- ・ 次回の検討会は7月～8月に開催の予定。添付した日程調整表に記入のうえ6月22日までに提出して頂くようお願いした。

7. その他宿題など

- ・ 説明用に使用したパワーポイントで資料として配付していないものを配付する。